

各社会福祉法人理事長 様

大阪府福祉部地域福祉推進室指導監査課長

腸管出血性大腸菌による食中毒等に係る感染予防対策の啓発等について

日頃より、本府福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省より下記文書により事務連絡がありましたのでお知らせします。事務連絡では、腸管出血性大腸菌による食中毒は、無症状病原体保菌者が調理中に食品を汚染する場合や汚染された食品の殺菌不足等により発生するとされておりますので、厚生労働省HP上の「予防のための対策」などを参考にしてください。

なお、関係資料につきましては、大阪府指導監査課ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

記

### 1 通知文書等

- ・「**腸管出血性大腸菌による食中毒等に係る感染予防対策の啓発等について**」  
(平成 2 9 年 9 月 6 日厚生労働省 4 課連名文書)
- ・「**腸管出血性大腸菌による食中毒等の調査及び感染予防対策の啓発について**」  
(平成 2 9 年 9 月 1 日厚生労働省 2 課連名文書)

### 2 通知文書及び関係資料掲載HPアドレス

大阪府福祉部地域福祉推進室指導監査課ホームページ

【社会福祉法人等への通知文書等】

[http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kakushu\\_annai/tsuchibunsho.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html)

### 3 参考(厚生労働省ホームページ)

腸管出血性大腸菌について、予防のための対策など

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/daichoukin.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/daichoukin.html)

(本件連絡先)

大阪府福祉部地域福祉推進室  
指導監査課法人指導グループ

TEL 06-6944-9173

FAX 06-6944-1982